

森林整備事業

1 事業の趣旨

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する健全な森林の育成を目的として、(1)意欲と実行力を有し持続的な森林経営を計画的に行う者や(2)気象災害地等の条件不利地において森林所有者に代わり公的主体が行う造林や間伐等の森林整備に対して助成するものです。

2 事業の概要

(1) 森林環境保全直接支援事業

地域の森林を集約化し、持続的な森林経営を取組む者を対象に、森林経営計画等に基づき実施する植栽、保育、間伐等の森林整備に助成する事業。

(2) 環境林整備事業

計画的な森林の育成について、森林所有者の自助努力では困難な森林（気象害、松くい虫被害及び鳥獣被害森林等の条件不利地等）を対象に市町村、森林組合等の公的主体が、森林所有者に代わって行う森林整備に助成する事業。

3 事業内容及び事業実施主体等

事業名	事業内容	事業実施主体等	補助率
(1)森林環境保全直接支援事業	森林経営計画等※に基づく造林・間伐等の森林整備 (※森林施業計画、特定間伐等促進計画を含む。)	森林経営計画等の認定者 (市町村、森林組合、林業事業者、森林所有者等)	68% (計画なし36%)※
(2)環境林整備事業	①公的森林整備 公的主体による広葉樹林化等	市町村、森林組合、NPO法人 (森林所有者との協定締結)	市町村 90%(45%) 森林組合等 72%(36%)
	②被害森林整備 気象害等による被害森林に対する復旧造林等 鳥獣被害対策(被害防止対策・捕獲等)	市町村、森林組合、NPO法人 (森林所有者との協定締結)	68%
	③保全松林緊急保護整備 公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換	市町村、森林組合、森林所有者 (対策対象松林に限る)	樹種転換等 70% 衛生伐 75%

※伐採届出書に基づく人工造林及び樹下植栽、下刈り、雪起こし、要間伐森林における除伐、保育間伐、間伐に限る。

【補助対象となる作業種】

- 人工造林(地植え、植栽)
- 除伐(25年生以下)
- 鳥獣害防止施設等
- 下刈り(5年生以下)
- 間伐(80年生以下)
- 森林作業道整備
- 雪起こし(25年生以下)
- 更新伐(90年生以下)
- 衛生伐
- 枝打ち(30年生以下)
- ・人工林整理伐
(松くい虫被害木等の整備)
- ・天然林整理伐
- 保育間伐(人工林35年生以下又は伐倒木の平均胸高直径が18cm未満の森林)
- 鳥獣被害対策(監視施設整備、採餌場整備、捕獲・処分等)

拡充

4 担当課

岩手県農林水産部森林整備課整備担当 (TEL 019-629-5790)